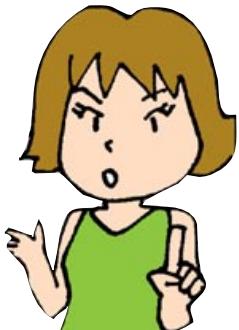


一時停止標識があるところでは自転車も停まらないといけない？



高校生年代の自転車事故の72%は
交差点で起きているんだよ。
一時停止標識や停止線など
自転車にも適用される標識をきちんと守ろう！

まとめクイズ

Aのスペースに答えを書いてください

Q1. これは自転車も守らねばならない標識です。
何の意味でしょうか？

A



Q2. これは自転車も守らねばならない標識です。
何の意味でしょうか？

A



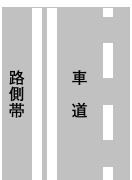
Q3. これは自転車も守らねばならない標識です。
何の意味でしょうか？

A



Q4. これは自転車も守らねばならない
規制のための標示です。何の意味でしょうか。

A



→解答は次ページに！



まとめクイズの解答と解説

Q1.

「車両進入禁止」の標識。一方通行の道路で、逆行することになる方向へ車両が入らないよう进入を禁止している標識であり、自転車にも適用されます。



一時停止標識は自転車は守らなくてはいけません

Q2.

「一時停止」の標識。一時停止のための停止線があればそこに(なければ交差点の手前に)一度停止し、左右の安全を確認してから進みましょう。

Q3.

「一方通行」の標識。この標識のある道路では矢印と反対の方向へ走行してはいけません。

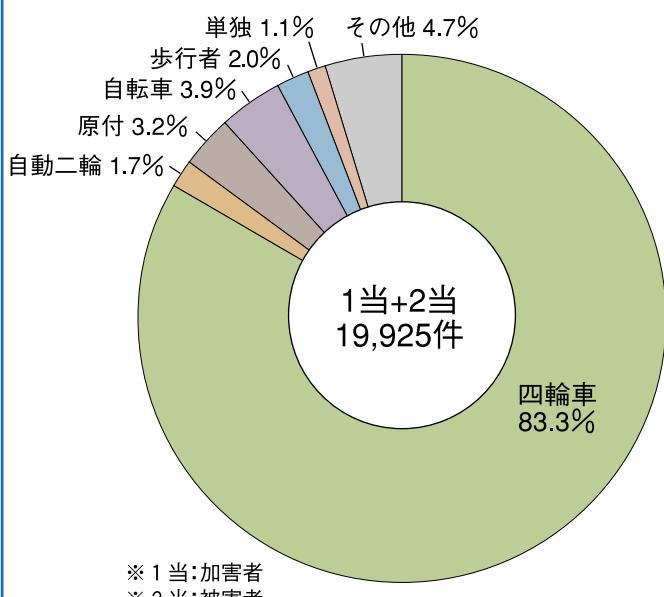
Q4.

路面に書いてある二本の線は「歩行者用路側帯」を示すもの。車の駐停車とともに、軽車両(自転車)の通行が禁止されています。

コラム 1

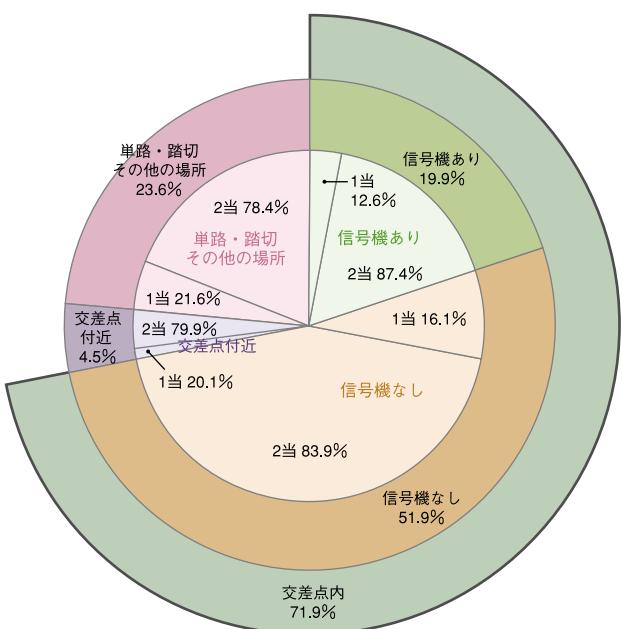
自転車事故の相手は四輪車が約83%

グラフ1 16～18歳の自転車事故の相手
(発生件数をパーセントで見たもの)



約72%の事故は交差点で発生

グラフ2 16～18歳の自転車事故を交差点、交差点外など道路形状別に発生件数をパーセントで見たもの



●一時停止標識は自転車でも守ろう

自転車は、交差点での出会い頭の事故が大変多いのです。

四輪車との事故が83%

平成20年の高校生年代(16~18歳)の自転車の人身事故は、19,925件ありました。このうち自転車側が第1当事者(過失の重い者、過失が同程度の場合は人身損傷程度が軽い者)になったのは17%、第2当事者(過失の軽い者、過失が同程度の場合は人身損傷程度が重い者)だったのは約83%です。事故の相手では四輪車が一番多く83.3%を占めています(コラム1:グラフ1)。

また、どこで起きているのかをみてみると、グラフ2(コラム1)のように約72%が交差点内で起きています。交差点には、信号機があるものとないものがあります。信号機がある交差点では、信号の指示に従うことが大切です(信号無視をしない)が、青の場合も右左折する車の動きに注意して、渡りましょう。

信号機のない交差点があぶない

信号機のない交差点には一時停止標識のある交差点とない交差点があります。一時停止標識のある交差点の通行方法は、

- (1) 停止線で止まる(停止線がないところは交差点の直前で止まる)
- (2) 次に交差点の直前まで進み、止まる



しっかり止まって左右確認

- (3) その位置で交差道路の左右の安全を確かめる
- (4) 交差する道路を通行する車などが通り過ぎたあと、交差点に入る。自転車横断帯があるときはそれを使う
- (5) 右折するときは、十字路、T字路ともに直進横断後、右に曲がる

一時停止標識のない交差点に入るときも、よほど見通しのいいところ以外は一時停止することをおすすめします。

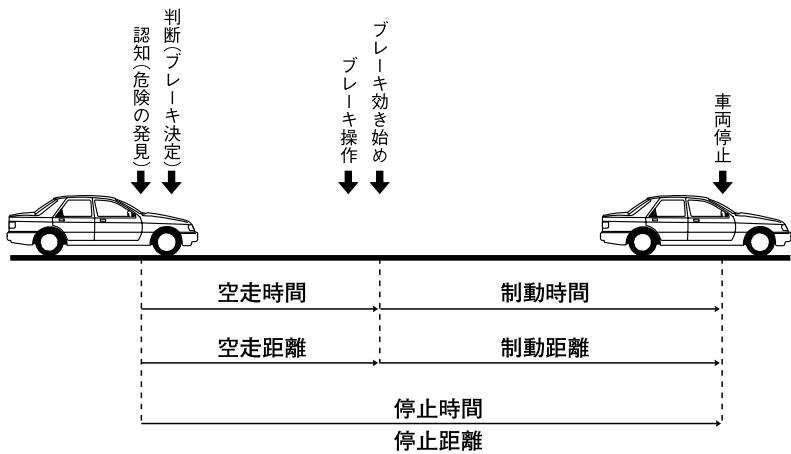
コラム 2

無理な横断をしないための一般知識

車はすぐに止まれない

ドライバーが前方に危険を発見してブレーキをかけようと判断し、ブレーキペダルを踏むまでの時間にも、車は走っています(時間を空走時間、距離を空走距離という)。1秒かかったとすると、60km/hの場合16.7m進みます。

ブレーキを踏んだあとも、止まるまでに、一定の距離を走ります(制動距離)。制動距離はブレーキをかけたときの速度が高いほど長くなります。



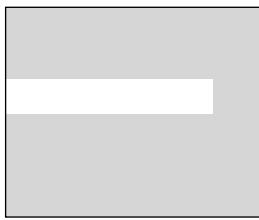


新聞や本などの資料、インターネットなどを使って、調べて考えてみましょう

- ・自宅や学校周辺の交差点に「一時停止」の標識や「停止線」の路面標示はありますか？ それはどこですか？ →



一時停止標識



停止線（路面表示）

- ・自宅や学校周辺の交差点で「一時停止」標識や「停止線」標示はないけれど、「あればいいのに」と思うところはありますか？ それはどこですか？ どうしてそう思うのですか？ →



MESSAGE

一時停止標識は警戒心を持って自覚的に守るもの

時崎賢二 財団法人全日本交通安全協会 参事

交差点は広い道路が優先で、狭い道路は一時停止というのが原則になっています。同じくらいの幅だと、交通量の多い道路が優先になります。基本的には、優先でない方に一時停止標識をつけます。一時停止標識と一方通行の標識、車両進入禁止標識は、自転車にとっても大切な標識です（一方通行は「自転車を除く」とっていない場合は自転車にも適用されます）。

一時停止標識は、命令を意味する規制標識ですが、警告・警戒も見る人に求めています。一時停止しないと自分が危ない、相手に危害を加えることがある、飛び出しということもあります。必ず止まらなければならないが、形式的に止まるだけでなく、同時に警告・警戒も要求されるのです。通るな、というのは誰でもわかりますが、一時停止には、なぜ、なんのために、というわかりにくさがあります。相当高度な、自覚的な行為を交差点を通過する人に求めているわけです。